

対談

光通信グループ事件にみる 法人税法132条の3の射程(上)

— 連結納税に係る令和7年7月1日裁決を素材に

北海道大学大学院法学研究科教授・元国税審判官 **佐藤修二**
弁護士・元国税審判官 **向笠太郎**

企業グループ内の再編により、連結納税への加入前に生じた繰越欠損金の切捨てを回避し、別の連結納税グループで利用するという一連の行為に対し、行為計算否認規定（法人税法132条の3）が適用された光通信グループ事件は、令和7年7月1日の裁決を経て、現在は東京地裁で係争中となっている。

本対談では、ともに元国税審判官であり、弁護士時代には有名な税務訴訟の代理人を数多く務めた北海道大学大学院法学研究科の佐藤修二教授と、グループ通算制度に関する論稿もある日本クレアス弁護士法人の向笠太郎弁護士に、本裁決を素材として、不当性要件の判断基準や「一連の行為」の捉え方を検討していただいた。連結納税制度からグループ通算制度への移行によって同様の事案が生じ得るのか、現行法人税法132条の3と遮断措置に関する個別規定はどのような関係にあるのか、納税者はいかなる事業目的や具体的事実を主張立証すべきか——行為計算否認という「伝家の宝刀」の射程と、その謙抑的な適用のあり方を探る上で、示唆に富む内容となっている。

（文中、敬称略）

1. はじめに

佐藤：近時、光通信グループに対し、連結納税制度に係る行為計算否認規定を適用した事案が話題となっています¹。本件は、国税不服審判所で請求を棄却する裁決が下された後、東京地裁に提訴されているようで、今後の動向も注目されるところです。そこで今回は、この事例に

つき、過去に連結納税、グループ通算について論考を書かれている向笠太郎先生と検討してみたいと思います。最初に、向笠先生から、簡単に自己紹介をお願いします。

向笠：日本クレアス弁護士法人の向笠太郎でございます。この光通信グループの事件は、連結

¹ 課税当局の指摘があったところの報道等につき、佐藤修二＝井村旭「対談 行為計算否認規定を中心とした東京国税局に
おける調査の最新号（9月14日号）の掲載記事となります。

本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。